

重点戦略6 安全・安心と豊かな里山里海に包まれる環境づくり

施策(1) 官民一体となった災害に強い県土づくり

1) 「自助」「共助」からなる地域防災力のさらなる向上と「公助」の機能強化

① 災害予防体制の充実・強化を図ります。

- ・近年、大規模な災害が発生しており、これに対応するため、県の地域防災計画の見直しを適宜行い、実効性を高めるとともに、市町の計画について見直しの指導・助言を行います。
- ・地域住民と防災関係機関等が一体となった防災総合訓練を実施し、県民の防災意識の高揚と防災機関の技術向上等を図ります。
- ・適時的確な避難勧告等の発令と住民への迅速な伝達など、市町の災害対応力の向上を支援します。
- ・災害時の正確・迅速な情報の収集・伝達・共有化を図るため、防災行政無線（衛星系）を更新するとともに、総合防災情報システム等を適切に管理・運営します。
- ・関係機関とともに白山火山防災計画を着実に推進します。

② 災害に備え、地域防災力の強化を図ります。

- ・県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上を図ります。
 - ◇地震発生時に自分の身を守ることができるよう、県民がその場において一斉に安全行動をとる「県民一斉防災訓練（シェイクアウトいしかわ）」を実施します。
 - ◇災害経験者により災害教訓を伝承する場を設けるとともに、防災人材バンクに登録された防災活動アドバイザーを地域の要請に応じ派遣します。
- ・市町と連携し、自主防災組織を強化します。
 - ◇防災士の資格取得に必要な研修を実施するほか、防災士を対象としたスキルアップ研修を実施します。
 - ◇自主防災組織アドバイザーの派遣により、自主防災組織の結成促進を図ります。
- ・災害ボランティアの活動環境の整備を推進します。
 - ◇県災害対策ボランティア本部構成団体の連携・協力体制づくりを進めるとともに、災害対策ボランティア現地本部が円滑に運営されるよう支援を行います。
 - ◇災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行うコーディネーターを養成します。
 - ◇災害ボランティアバンクの設置・運営により、災害時のボランティア募集の迅速化と平時からの災害ボランティアに対する県民意識の醸成を図ります。

③ 市町及び消防関係団体と連携し、消防団の活性化と消防力の整備・充実を図ります。

- ・救助のための資機材や団員の安全装備品など消防団の活動装備を強化するとともに、消防団員の確保に取り組みます。

- ・市町の消防防災施設や消防防災資機材の整備を支援し、消防防災活動の機動力向上を図ります。
- ・消防学校の機能の強化や防災教育の充実などに取り組み、消防職員・消防団員の資質の向上や県民の防災意識の向上に努めます。

④ 災害救助体制の整備を図ります。

- ・複雑化・多様化する各種災害等に迅速かつ適切に対処するため、消防防災ヘリコプターを活用した航空消防防災体制の機動的運営に取り組みます。
- ・救急救命士の質を向上し、救急救命体制の充実を図ります。

⑤ 原子力防災対策の強化に取り組みます。

- ・原子力防災訓練等を実施し、原子力災害に関する防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、住民等の防災意識の高揚を図ります。
- ・要配慮者等が一時避難する屋内待避施設等を整備します。
- ・発電所周辺における環境放射線監視体制等を充実・強化します。

2) ハード整備とソフト施策による防災・減災対策の推進と災害に強い県土づくり

① 生命・生活を守る強くしなやかなみちづくりを進めます。

- ・「ダブルラダー輝きの美知」構想の推進により、災害時の迅速な救急支援活動を支える信頼性の高い幹線道路ネットワークを構築します。【重点戦略1-施策(4)-2)-⑤参照】
- ・ゆずりレーンや幅広い路肩の設置により、落石や法面崩壊などの災害発生時にも最低限の交通の確保を図ります。
- ・救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を進めます。

② 金沢港や七尾港の防災機能を強化し、大規模災害時における海からの救支援物資受入れのための整備を図ります。

③ 洪水災害に対する防災・減災対策を進めます。

- ・犀川や動橋川等の河川改修や、即効性がある河川の堆積土砂の除去などを推進します。
- ・迅速でわかりやすい河川情報の発信、地域と連携した水防訓練を実施するなど、地域の防災力の向上を図ります。

④ 土砂災害に対する防災・減災対策を進めます。

- ・要配慮者の利用施設が立地する箇所や過去に土砂災害があった箇所について、優先的に土砂災害防止施設の整備を進めます。
- ・「土砂災害対策アクションプログラム」に基づき、迅速でわかりやすい情報発信や地区の防災意識の向上、警戒避難体制の強化など、住民等の早期避難に向けた取組みを促進します。

⑤ 千里浜海岸や七塚海岸など侵食の著しい海岸において海岸保全対策を進めます。

3) 災害に強いまちづくり

① 市街地防災力の向上を図ります。

- ・既成市街地における建物の不燃化や、避難地の確保、緊急輸送道路の整備や無電柱化などにより、総合的な都市防災力の向上を推進・支援します。

② 木造住宅や多数の方々を利用する建築物などの耐震化を促進します。

③ ライフラインである上水道や下水道の耐震化を推進します。

- ・災害時にも安定的な給水を確保するため、水道施設の耐震化を推進します。
- ・災害時の公衆衛生環境を保持するため、下水道施設の耐震化を推進します。

施策(2) 身近な安全・安心が確保された社会づくり

1) 総合的な交通安全対策の推進

① 県民総ぐるみで交通安全活動を推進します。

- ・地域や家庭での高齢者交通安全教育を推進するとともに、高齢者に配慮する意識の醸成に取り組みます。
- ・幼児から高齢者までの世代に応じた交通安全教室の開催など、交通安全活動を推進します。
- ・交通安全県民運動などを通じて、ルールの順守と思いやりのある交通マナーの向上に取り組みます。

② 安全・安心な交通環境の整備を推進します。

- ・人優先の交通安全思想の下、バリアフリー型信号機の整備や歩行空間、自転車通行環境の整備等を推進します。
- ・通学路における安全を確保するため、県警、学校、道路管理者、地域住民が連携し、ハード・ソフト両面から対策を推進します。
- ・交通情報の収集・提供や公共車両・緊急車両を優先するなど、ITS(※)の効果的運用を推進します。
- ・地域住民が主体となった「みちづくり協議会」と連携し、1.5車線の道路整備や現道活用型道路整備などのローカルルールを活用により、生活道路の安全性と走行性の向上を図ります。

※ ITS・・・情報通信技術を活用した道路交通に係るシステムの総称で、Intelligent Transport Systems の略。

③ 安全で円滑な冬期交通を確保します。

- ・オペレーターの育成や担い手の確保も含めた除雪体制の維持や消融雪装置の整備等により、冬期の安全で円滑な交通を確保します。
- ・関係機関の連携により円滑な冬期交通を確保するとともに、積雪や路面状況等の情報提供の充実を図ります。

2) 地域社会と一体となった犯罪のないまちづくりの推進

① 県民総ぐるみによる防犯まちづくりを推進します。

- ・各年代層に応じた防犯教室の開催や防犯まちづくり推進キャンペーン等による普及啓発活動を通じて、県民の防犯意識の高揚を図ります。
- ・自主防犯ボランティア活動の支援などにより、犯罪の起きにくい社会づくりを推進します。

② 県民の安全・安心を確保するための活動を推進します。

- ・地域における多発犯罪、県民が不安に感じる犯罪、悪質性の高い犯罪等の抑止と取締りを徹底します。
- ・ストーカー・DV事案や児童・高齢者・障害者虐待事案などの総合的な未然防止対策と被害者等の安全確保対策を強化します。
- ・暴力団等による組織犯罪対策を推進するとともに、薬物・銃器・来日外国人犯罪の取締りを強化します。
◇危険ドラッグや麻薬・覚醒剤等薬物の乱用防止のための活動を強化します。
- ・官民一体となったテロの未然防止対策を推進するとともに、原子力発電所や空港・港湾等重要施設に対する警戒警備を徹底します。
- ・関係機関・団体と連携した、きめ細やかな犯罪被害者支援活動を推進します。

③ 犯罪の悪質・巧妙化・広域化に対応するため、警察力の充実・強化を図ります。

- ・優秀な人材の確保、実戦的な訓練等により警察力の充実・強化を図ります。
- ・警察施設や各種装備資機材を計画的に整備します。

3) 消費者の自立支援

① 消費者が自立した主体として行動できるよう支援します。

- ・不適正な取引行為を行う事業者に対する指導・監視を実施するとともに、広域的な不適正行為に対し、他県と連携し、取引の適正化を図ります。
- ・市町や教育機関等と連携し、幼児期から高齢期までの各年代における体系的・効果的な消費者教育の推進に取り組みます。
- ・消費者に最も身近な市町の相談体制の充実・強化を支援します。

4) 食の安全・安心の確保

① 食の安全・安心の確保のため、生産から消費に至るまでの総合的な対策を実施します。

- ・農林水産物の生産から、食品等の製造・輸入・加工・販売までの各段階における監視、指導及び検査を適正に行います。
- ・生産者や事業者の食の安全に係る自主的な管理水準向上に向けた取組みを支援します。
- ・食の安全・安心に関する情報を正しく伝えるとともに、相談窓口機能を強化します。

② 食品等の表示の適正化を図り、消費者の信頼感を高めます。

- ・食品等の表示が適正に行われるよう、監視・指導を行います。
- ・食品等の表示に関する知識の普及を図るとともに、相談窓口機能を強化します。

5) インフラの適正な維持管理の推進

① 道路、河川、学校といったインフラを次世代に健全な状態で継承していくため、長寿命化対策など適切な維持管理に取り組みます。

施策(3) 必要な医療がしっかりと提供される地域社会づくり

① 県民の幅広い医療ニーズに応じて地域医療を確保するため、医師の確保を図るとともに、看護職員の確保及び資質向上に取り組みます。

- ・能登北部地域をはじめとした医師確保に努めます。
 - ◇金沢大学医薬保健学域医学類特別枠に入学する医学生への修学資金の貸与や、県内臨床研修病院との協力・連携による臨床研修医の確保等、地域医療を担う医師の確保を図ります。
 - ◇勤務環境が厳しい産科医等の処遇改善の支援や、女性を含めた勤務医の就労支援により、勤務環境を改善し、職場への定着を図ります。
 - ◇石川県へのU Iターンを希望する医師について、人材バンクや首都圏医師による人材情報ネットワークを活用して、県内での就業を推進します。
- ・保健・医療・福祉の分野における幅広い看護ニーズに応じていくため、各分野における看護職員の確保及び資質の向上に取り組みます。
 - ◇中・高校生を対象とする看護の魅力に関する意識啓発や、修学資金の貸与など、看護職員の確保を図ります。
 - ◇働きやすい職場づくりなど勤務環境の整備や、新人看護職員研修の強化など、職場への定着を促進します。
 - ◇離職時等の届出制度の周知徹底や、再就業のための情報提供、再就業を希望する看護職員の登録・就業の斡旋等により、看護職員の再就業を促進します。
 - ◇県立看護大学等で認定看護師の養成を図るほか、認定看護師を講師とする特定分野における実践力向上を図る研修を実施するなど、看護職員の資質の向上を図ります。

② 地域の医療機関相互の機能分担と連携の強化を図るとともに、災害医療体制や医療情報の提供体制を充実・強化します。

- ・かかりつけ医を持つことの必要性についての県民の理解を促進するとともに、医療機関の機能分担及び連携を推進します。また、研修実施などによりかかりつけ医への支援体制を強化します。
- ・がんなどの疾病ごとや救急医療などの分野ごとに、地域の実情に応じた医療の提供体制を強化し、連携を推進します。
- ・災害拠点病院の整備やDMA T等の資質の向上により、災害医療体制の一層の充実を図ります。
- ・専門病院とかかりつけ医との連携を強化するため、ICTを活用した診療情報の共有化を推進します。
- ・後発医薬品などに関する情報の提供体制を充実・強化します。

③ 慢性疾患を持ち長期にわたる療養を必要とする高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、在宅医療の充実を図ります。

- ・多職種連携チーム（医師、看護師、ケアマネジャー等で構成）が円滑に連携して在宅医療を提供するため、ICTを活用した診療情報の共有化を推進します。
- ・在宅医療を支える人材の養成と資質の向上や、在宅医療に対する医療従事者の理解の促進を図ります。
- ・県民の在宅医療に関する理解を促進するため、普及啓発を行います。

④ 県立病院において、高度専門医療等を提供します。

- ・新県立中央病院の整備に合わせて、周産期医療やがん医療、救急医療、感染症医療などの高度専門医療を総合的に提供できるよう、運営体制を充実・強化します。
 - ◇産科医師と小児科医師が連携して母子ともに一貫して対応できるよう、新県立中央病院において、総合周産期母子医療センターを手術室や小児科病棟と同一フロアに整備し、運営します。
 - ◇第一種感染症指定医療機関としての病床を新たに整備します。
- ・県立高松病院において、県内における精神科医療の中核病院として、精神科救急や民間医療機関では対応の難しい重症患者などに対する専門医療を提供します。
 - ◇病院と市町の地域包括支援センター等関係機関との連携により、認知症や精神障害のある人が地域で暮らせるようなモデルとなる取組みを進めます。

⑤ 感染症の予防対策を推進します。

- ・平時からの対応体制の整備・充実を図ります。
 - ◇新型インフルエンザ等の新興感染症等や結核などの再興感染症の発生に備え、地域における医療体制の整備や、関係機関との連携強化のための訓練等の実施、県民への感染症に関する正しい知識の普及啓発を行います。
 - ◇発生時のまん延を防ぐため、発生情報を正確に把握し、県民や医療機関への的確に情報提供できるよう、関係機関と連携した体制を構築します。
- ・エイズ、結核など感染症の特性に応じた相談・検査体制を充実します。
 - ◇エイズの相談・検査体制を充実し、感染者の早期発見と感染防止のための普及啓発に努めるとともに、医療体制及び支援体制を充実します。
 - ◇結核患者発生の際の迅速かつ的確な接触者健診による感染の拡大防止に努めるとともに、結核治療の充実を図ります。

⑥ 自殺対策、うつ病対策、認知症対策、アルコール依存症対策など、県民のこころの健康づくりに努めます。

- ・内科医などかかりつけ医と精神科医の連携によるこころの病気の早期発見・早期治療を促進するなど、自殺対策を図ります。
- ・労働局や医師会等と連携し、職場におけるストレスへの適切な対処法等の普及啓発を進めます。
- ・行政機関のみならず民間団体や地域住民、企業等と連携し、適切な相談窓口へ早期につなぐ役割を担うゲートキーパーを養成します。

- ・運動の習慣化や趣味的活動を勧めることにより、認知症の発症を遅らせたり、認知機能の低下を抑えるような取組みを推進します。
- ・アルコール等依存症対策として、認知行動療法を用いた相談支援を行います。

施策(4) 循環を基調とした持続可能な社会づくり

1) 地球温暖化防止に向けた知恵と力の結集

① 様々な主体が、あらゆる場面で地球温暖化の防止に向けた具体的な行動に取り組むことにより、温室効果ガスの排出抑制・吸収に向けた取組みを推進します。

- ・本県独自の4つのいしかわ版環境ISOを活用し、県民による自主的な温室効果ガス排出抑制の取組みを推進します。
- ・いしかわ住まいの省エネパスポートなどを活用し、省エネ住宅の普及を推進します。
- ・フロン類の管理の適正化、制度の周知・啓発を実施します。
- ・次世代自動車の普及、充電インフラの整備を促進します。
- ・地域資源を活用した新技術や新製品開発、エコ商品・サービスを創出するとともに普及のための支援に取り組みます。【重点戦略4-施策(8)-③参照】
- ・耐用年数の延伸や省エネ化など環境に配慮した公共建築物や住宅等の普及に努めます。
- ・森林保全活動の推進や支援などを行います。

② 地域特性を踏まえた石川らしい再生可能エネルギーの導入を推進します。

- ・地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入を図ります。
- ・県内企業の高い技術力を活かした再生可能エネルギーの導入推進とビジネスチャンスの拡大を図ります。
- ・再生可能エネルギーの導入推進のための普及啓発を行います。
- ・企業や家庭の省エネの取組みを推進します。

2) 3Rが推進される循環型社会づくり

① 廃棄物等のさらなる排出抑制を推進します。

- ・廃棄物の排出・処理状況の動向把握に努めます。また、廃棄物に関する情報提供や啓発活動に取り組みます。
- ・市町や企業等における廃棄物減量化の取組みへの指導や支援を行います。

② 循環資源の再使用、再生利用・熱回収などの有効利用を促進します。

③ 排出抑制や循環利用が図られてなお発生する廃棄物の適正な処分に努めるとともに、漂着ごみ、災害廃棄物及び有害廃棄物の適正な処分に努めます。

- ・廃棄物の最終処分量の減量化及び処理施設の適正運用の監視・指導、施設整備への支援を行います。
- ・海岸漂着物や災害廃棄物の円滑な処理に向けた体制の構築に努めます。またPCB廃棄物など有害廃棄物の適正な処理・指導の強化に努めます。

④ 不適正処理に対する規制や監視体制を強化します。また、事業者等への周知及び理解を促進します。

・地域住民・企業と連携し、沿道の飾花・美化活動等を進めます。【重点戦略1－施策(2)－6)－②参照】

3) 本県の豊かな水環境や良好な大気環境等の将来世代への継承

① 良好な大気環境の保全対策を推進します。

- ・大気汚染の常時監視を行うとともに、規制対象施設への基準遵守の徹底、緊急時における注意報等発令の迅速な対応などの健康被害の防止に努めます。
- ・PM2.5など大陸由来の越境汚染の原因解明に向けて国等の関係機関と連携した調査や国際的な取組みを推進します。

② 日常生活との関わりが深い騒音、振動、悪臭（いわゆる感覚公害）の防止を推進します。

- ・自動車、航空機などによる騒音や振動のモニタリングを行い、関係者に対し必要な対策の促進に努めます。また、事業者等への周知・啓発に取り組みます。
- ・市町の臭気指教規制の導入の取組みを推進します。
- ・公害苦情に対して円滑に対応します。また、市町との情報交換に努めます。

③ 流域全体で捉えた水環境の保全と適正な利活用を図ります。

- ・水源かん養機能の維持・向上や工場・事業所に対し、地下水の合理化指導を行うとともに、地下水を監視し、健全な水循環の保持に努めます。
- ・公共用水域における水質監視の実施や生活排水処理施設の整備促進などにより良好で安全な水質の保全に努めます。
- ・水道水源等の水質検査・適正監理の指導を行い、安全な飲料水の供給を確保します。
- ・生物の生息・生育環境及び河川景観を保全するため、多自然川づくりを進めます。【重点戦略3－施策(3)－3)－③参照】
- ・住民が身近に親しめる憩いの場としての水辺づくりを進めます。【同上参照】
- ・地域住民・企業と連携し、河川の美化等を進め、水辺環境の向上を図ります。【同上参照】

④ 土壌汚染の未然防止及び指定区域における汚染除去等を推進します。

- ・汚染の未然防止、早期発見、拡散防止に努めます。
- ・汚染による健康被害を防止するため、事業者への指導の徹底に努めます。

⑤ 県民、事業者の化学物質に関する理解を深め、自らの役割を自覚し、適正な使用ができるよう努めます。

⑥ 環境美化活動や緑化による景観の保全・創出に取り組みます。

- ・環境美化への啓発や、環境美化活動等への参加促進等の取組みを支援します。
- ・景観アドバイザー等の派遣により、地域が取り組む景観づくりを支援します。

施策(5) 自然と人が共生できる社会づくり

① 里山里海の保全活動や、生業創出、地域づくりなどを通じて、地域の活性化や生物多様性の保全を図ります。

- ・世界農業遺産「能登の里山里海」をはじめとする多様な地域資源を活用した生業づくりを支援します。【重点戦略5－施策(6)－①参照】
- ・スローツーリズムの取組みなどにより、人を呼び込む農山漁村づくりを推進します。【重点戦略5－施策(6)－②参照】
- ・里山里海の保全活動への参画を促進し、取組み拡大を支援します。

② 豊かな自然環境や暮らしを支える森・里・川・海の環境に配慮した生物多様性の保全に取り組みます。

- ・森・里・川・海のつながりを確保した生態系の保全及び再生を推進します。
◇自然公園等の適切な利用を推進します。

③ 積極的な種の保存と適切な野生生物の保護管理に努めます。

- ・希少野生動植物等の保全対策を推進します。
◇県指定希少野生動植物種の生息・生育状況の把握や保護増殖事業を実施します。
◇いしかわレッドデータブックを改定します。
◇トキを育む環境づくりを図ります。
- ・外来種対策を推進します。
◇外来種の実態把握と防除、県民等への普及啓発を行います。
- ・野生鳥獣の適切な保護と管理により、被害を減少し、人との棲み分けを図ります。
◇特定鳥獣管理計画に基づく個体数の適切な管理を図ります。
◇鳥獣被害対策の充実・強化を図ります。
◇狩猟者確保対策の充実を図ります。

④ 日常生活や経済活動における生物多様性の恵みに関する理解の浸透を図ります。

- ・生物多様性に関する普及啓発を充実・強化します。
◇いしかわ自然学校の取組みを推進します。
◇自然公園やふれあい施設（中部北陸自然歩道等）の整備・利用を促進します。
- ・関係機関と連携し、環境教育、環境学習を推進します。

⑤ 環境分野における国際的な情報の共有や発信に努めます。